



最高裁秘書第895号

平成30年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年2月15日付け（同月16日受付、最高裁秘書第645号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年3月27日付け刑事局第二課長事務連絡「裁判員裁判事件における金属探知機による所持品検査の実施について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成29年3月27日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田智宏

裁判員裁判事件における金属探知機による所持品検査の実施
について（事務連絡）

先日、裁判員裁判事件において、保釈中の被告人が、判決言渡しのため公判期日に出頭した際に法廷内に刃物を持ち込むという事案が発生しました。判決言渡し手続は何事もなく終わっており、現時点では被告人の意図など事案の詳細は明らかになつていませんが、今後、裁判員等に不安なく手続に参加してもらうため、このような危険物が被告人を含む事件関係者や傍聬人によって法廷に持ち込まれる事態の発生を未然に防ぐ必要があり、そのためには、法廷等の入口における金属探知機を用いた所持品検査を、事案を選びつつ、これまで以上に積極的に実施する必要があると考えられます。

これまでも、各庁において、裁判員等の安全確保上、留意すべき事項があれば情報提供してもらえるよう当事者等に依頼しておくとともに、必要に応じて、裁判所からも積極的に情報を収集するなどし、収集した情報等をもとに、危険物の持込みの可能性がある事案については、金属探知機を用いた所持品検査等を実施するなどの措置が講じられてきたものと承知しています。

各庁においては、すべての裁判員裁判事件について、裁判員等の安全確保に関する情報について、当事者等からの情報収集を一層密に行い、収集した情報等をもとに、事案の内容や被告人を含む関係者の日頃の言動、関係者間の人的関係等に照らし、危険物の持込みの危険性が否定できない事案については、裁判員等の安全確保

に万全を期するとの観点から、金属探知機を用いた所持品検査の実施を積極的に検討してください(なお、事案によっては、金属探知までは行わず、所持品検査のみを実施することも考えられます。)。

なお、外注警備員を活用する場合、そのための警備委託費用の予算上申をする際には、あらかじめ警備内容等について刑事局と調整した上で、従前のとおり、最高裁判所事務総局経理局主計課宛に行ってください。

おって、金属探知機を用いた所持品検査を実施する場合には、裁判員等に安心して審理に参加してもらえるよう、裁判員等に対し、所持品検査を実施した理由等を丁寧に説明する必要があると考えられますので申し添えます。

裁判官を含む関係職員に対し、本事務連絡を周知してください。

本事務連絡の内容については、関係局と調整済みです。